

令和7年度 松山市立湯山小学校いじめ防止基本方針

令和7年4月8日 改定

【学校のいじめに対する基本認識】

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、湯山小学校では、「いじめは絶対に許されない」「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」「いじめはしばしば発生するものである」という共通認識をもち、積極的にいじめを認知し、適切に対応することで、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。加えて、いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを目指す。

【いじめ防止対策委員会】

【校内】

管理職、教務主任、生徒指導主事
学年主任、養護教諭

【家庭地域等】

学校評議員
(公民館、PTA等)

【外部専門家】

支援センター
弁護士
所轄警察署等
スクールカウンセラー

【関係機関】

松山市教育委員会
愛媛県福祉総合支援センター
松山市こども家庭センター
医療機関
法務局
愛媛大学 等

【いじめ防止】

- ① いじめの重大性を全教職員で認識し、校長のリーダーシップの下、特定の教職員が抱え込むことなく、全教職員が協力した指導体制を確立する。
- ② 「松山市いじめ対応アクションプラン（改訂版）」や「生徒指導提要（改訂版）」を活用した校内研修を実施し、いじめ問題に関する指導上の留意点などについて、教職員間の共通理解を図る。
- ③ 人権教育の充実と、互いを思いやり、尊重し、生命を大切にする指導に努める。各教科の年間指導計画に、必要に応じていじめ防止の視点を盛り込む。
- ④ 道徳実践力を培う道徳教育の充実を図る。
- ⑤ 互いのことを認め、心のつながりを感じることのできる学級経営の充実を図る。
- ⑥ 児童会活動としてまつやま・いじめ0の日の活動を企画したり、いじめに関わる問題を取り上げたりするなど、児童が自主的に取り組む活動を計画する。松山市内小中学生による「子どもから広がるいじめ0ミーティング」に積極的に参加し、他校との交流を図り、児童自ら自校のいじめ問題に積極的に取り組む姿勢を養う。
- ⑦ 家庭やPTA、地域の関係団体とともに、いじめ問題等について協議する機会（いじめ防止対策委員会）を設け、いじめの防止に向けた地域ぐるみの対策を推進する。
- ⑧ 年度始めに、いじめ問題に対する学校の基本方針を明らかにし、ホームページに掲載するとともに、児童、保護者、関係機関等に説明する。

【いじめ防止対策年間計画】

一学期	いじめ防止対策委員会十一回	【1学期】生徒指導に関する校内研修 ・児童理解のための校内研修 ・情報モラル教育の推進 ・教育相談週間→個別懇談	生活アンケート十二回	縦割り班活動	児童会活動・特別活動	保護者への啓発、連携	人権・道徳教育の充実
二学期		いじめ防止対策委員会（含保護者地域等） 【2学期】いじめに関する校内研修 ・児童理解のための校内研修 ・人権参観日 ・教育相談週間→個別懇談					
三学期		【3学期】生徒指導に関する校内研修 年度末いじめ防止対策委員会（含保護者地域等）…学校いじめ防止基本方針の検証、見直し					

【早期発見】

- ① 普段からの声掛けや触れ合い、生活ノート、日記等を通して、児童の見守りや信頼関係の構築等に努めるとともに、児童のささいな変化に気付いた場合、いつでも情報を共有・蓄積できる工夫をする。（学年会、生徒指導部会、職員会議の有効活用）
- ② 毎月いじめに関するアンケートを実施するとともに、個別面談等、きめ細かな実態把握に努める。
- ③ スクールカウンセラーを活用する等児童の悩みを積極的に受け止めることができる相談体制を整備する。
- ④ 周囲の目を気にして教師に直接相談を持ちかけられない児童や、いじめを発見した第三者からの連絡（「いじめ実態把握専用メール」の活用等）を通して、いじめに関する情報を積極的に幅広く把握し、早期発見・早期解決を図る。
- ⑤ 学校以外の相談窓口（「松山市こども家庭センター」等）について、周知する。

【いじめに対する措置（対応）】※重大事態を含む

- ① **いじめへの初期対応（発見・相談を受けた場合）**
いじめと疑われる行為を発見した際には、その場でその行為を直ちにやめさせる。児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。いじめの兆候がある場合には、早い段階からの確に関わりをもつことが必要である。その際、いじめを受けた児童やいじめを知らせた児童の安全を確保する。また、正確かつ迅速な事実関係の把握に努め、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制を整える。
- ② **組織的に対応**
教職員は一人で抱え込まず、「いじめ防止対策委員会」へ報告し、その情報を共有する。その後は当該組織が中心となり、速やかにその指導・支援体制を組み、対応の組織化を図る。
- ③ **いじめを受けた児童及びその保護者への支援**
いじめを受けたとされる児童から、事実関係の聴取を行う。その後、心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから守り通すための対応を行う。また、家庭訪問等により、正確な情報を適切なタイミングで保護者へ伝え、今後の対応について情報を共有する。
- ④ **いじめを行ったとされる児童への指導及びその保護者への助言**
いじめを行ったとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合には、学校は組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。いじめの状況に応じて教育委員会との連携の上、保護者の理解を得た上で特別の指導計画（出席停止も含めた上で立てる）他、警察等との連携を含め毅然とした対応を行う。
- ⑤ **いじめの事実調査**
アンケート調査等を実施するとともに、関係者等から聞き取り調査を行い、正確な事実確認をする。
- ⑥ **集団への働きかけと継続的な指導**
「観衆」「傍観者」に対しても、自分の問題として捉えさせるような教育活動を行う。いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- ⑦ **ネット上へのいじめへの対応**
教職員研修、保護者への啓発、児童への指導の機会を適切に設けることが未然防止につながる。ネット上の不適切な書き込み等については、所轄警察署に連絡するとともに、直ちに削除する措置をとる。
- ⑧ **警察との連携**
いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める場合は、所轄警察署と連携して対処し、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、直ちに所轄警察署に相談し適切に援助を求める。
- ⑨ **重大事態への対処**
学校はいじめの重大事態であると判断した場合、上記①～⑧の対応をするとともに教育委員会に報告の上、学校に組織を設け、調査を行う。明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適切に情報を提供する。また、心のケア（カウンセリング）を確実に行う。

【家庭や地域に協力を求めること】

家庭に求めること	○ 子どもの立場に立って真剣に話を聞き、子どもの寂しさやストレスに気がきましょう。 ○ 子どもの様子が変わったと思ったら迷わず学校に相談し、協力して同一歩調で取り組みましょう。 ○ わが子が「いじめる側」にならないよう話をして聞かせましょう。 ○ 携帯電話や携帯ゲーム機器、スマートフォンなどのネットモラルについて家庭でも話し合い、約束を決めましょう。
地域に求めること	○ 地域の子どもたちを温かく見守り、子どもたちに声を掛けましょう。 ○ いじめやしてはいけない行為を発見したら、注意し、家庭や学校に連絡しましょう。 ○ 地域や学校の行事に積極的に参加しましょう。